

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条の規定により、県営土地改良事業の施行に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第18項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営農村地域防災減災事業（湛水防除事業）真坂地区変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和5年3月31日から同年4月27日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
- 3 縦覧場所
南秋田郡八郎潟町字大道80番地 八郎潟町役場産業課